

# 記録申請についてのお願い

大阪マスターズ陸上競技連盟（以下「大阪マスターズ」という。）では、毎年、年度初めに前年度（1月1日～12月31日）の公認記録の整理をし、結果を「会報」および「ホームページ」に掲載します。大阪マスターズ会員の皆様の記録申請のルールを次のとおり定めますのでご協力願います。

## 1. 公認記録について

大阪マスターズの会員の皆様が、各種競技会において出された記録については、次の手続きにより公認記録となります。

### (1) 日本陸連公認記録

全日本マスターズ選手権や地域マスターズ選手権などの日本陸連公認大会で出された記録は、日本陸連公認記録となります。ただし、日本陸連の競技規則に則って行われた場合に限り陸連の公認記録となり、マスターズの特殊種目やマスターズ独自の競技規則で行われた場合の記録は、日本陸連の公認記録にはなりません。

### (2) マスターズ公認記録

マスターズ主催の大会で出された記録は日本マスターズの公認記録となります。

この場合は、記録を出した競技会を主催または主管する都道府県マスターズから日本マスターズへ申請することにより日本マスターズの公認記録となります。

マスターズ主催大会以外の陸連の公認競技会の記録については、会員の皆様から大阪マスターズへの記録申請が必要です。大阪マスターズでは、必要資料を確認のうえ、日本マスターズへ公認記録の申請を行います。

### (3) ロードレースの記録公認

日本陸連の公認大会で、日本陸連登録者の部門で出た記録が公認対象です。市民マラソンについては、公認記録の条件を満たすかどうか確認してください。なお、途中記録は公認の対象外です。

会員の皆様から大阪マスターズへの記録申請が必要です。大阪マスターズでは、必要資料を確認のうえ、日本マスターズへ公認記録の申請を行います。

### (4) 大阪マスターズにおける各種目別・年齢クラス別の最高記録の公認

大阪マスターズで年度更新を行い日本マスターズに申請することにより、大阪最高記録して認定されます。

## 2. 記録申請のルールについて

マスターズの記録の公認は前項の手続きによりますが、大阪マスターズが主催する競技会と近畿マスターズ（滋賀・京都・兵庫・奈良・和歌山）以外については、記録を把握することが困難であるため、次の「記録申請が必要な競技会」の記録については、皆様自身が事務局へ申請していただく必要があります。大阪最高記録に該当する場合でも申請漏れがあれば、最高記録の更新ができません。

### <記録申請が不要な競技会>

- ① 大阪マスターズが主催または主管する競技会
- ② 日本マスターズが主催する全日本マスターズ選手権、混成競技選手権等の競技会
- ③ 国際ゴールドマスターズ
- ④ 近畿マスターズ関連の競技会

近畿マスターズ選手権および滋賀・京都・兵庫・奈良のマスターズ選手権や記録会の記録はデータ交換しているため記録申請は不要。

### <記録申請が必要な競技会>

- ① 近畿以外の地域マスターズ主催の公認会（選手権大会等）
- ② 近畿以外の都道府県マスターズ主催の公認競技会（選手権大会や記録会等）
- ③ マスターズ以外の競技会で日本陸連傘下および協力団体の競技会

ただし、日本陸連の主要競技会日程表（陸連カレンダー）に掲載されている競技会であること。

#### <記録申請に必要な書類等>

- ① 記録公認申請書（ホームページからダウンロードまたは会報記載の申請書）
- ② 記録証または表彰状の写し（風速や重量を記載が必要）  
（注）郵送以外にファックスまたはPDFファイルのメールでの送付も可。
- ③ その他日本マスターズ競技規則に定める書類で大阪マスターズが指定する書類等

#### 【日本マスターズ陸上競技連合競技規則・抜粋】

##### 6 公認競技会の条件

- (1) 本連合が主催・後援するマスターズ陸上競技大会であること。
- (2) 都道府県マスターズ陸上競技連盟が主催する大会・記録会であらかじめ本連合に申請し、認可された競技会であること。
- (3) マスターズ以外の競技会は、(公財)日本陸上競技連盟傘下および協力団体の競技会で(公財)日本陸上競技連盟の主要競技会日程表（陸連カレンダー）に掲載されている競技会であること。
- (4) 上記(1)～(3)の競技会では、下記条件を満たしていること。
  - ① 当該年度内の本連合の登録会員であること。
  - ② マスターズ競技会では、競技会参加者が全て本連合の登録会員であること。
  - ③ トラック競技においては、写真判定装置で行われた競技会であること。
  - ④ 本連合規程により、競技会終了後1か月以内に競技結果報告書を提出すること。
- (5) 海外競技会での公認については、「9 海外での大会参加基準」による。

##### 7 記録の公認

本連合の規程による範囲内で、記録申請のあったもの。(1か月以内に提出がなければ記録公認しない。)

本連合および本連合の地域ブロック並びに都道府県連盟主催の競技会以外（いわゆる陸連・陸協など主催の競技会）については、下記の条件を満たし都道府県マスターズ陸上競技連盟から本連合へ申請のあったものであること。

- (1) 大会のプログラムまたはその写し。
- (2) 申請者が出場した種目の参加者氏名と記録一覧表の写し。
- (3) 申請者の記録証明書（大会主催者、審判長、または記録主任のサインがあること。）
- (4) 所属マスターズ連盟の署名押印があること。
- (5) 日本記録申請時、年齢の確認できるもの（健康保険証、運転免許証等の写し）を必ず添付すること。  
（当該年度内であれば一度提出があった場合には、二度目から添付不要）
- (6) 世界記録、日本記録申請時は、トラック競技については写真判定主任のサインのあるゼロコントロールテストおよびフィニッシュ画像を必ず添付すること。
- (7) リレー競技は都道府県単位とする。ただし、WMA・AMA主催大会はこの限りではない。

#### <申請期限および申請先>

- ① 競技会終了後、2週間以内を目途に速やかに申請してください。  
年度記録更新のため、記録樹立年の翌年1月末を最終期限とします。
- ② 申請先 大阪マスターズ 事務局

#### <日本記録・世界記録申請>

日本記録や世界記録の申請に際しては、大阪マスターズ主催の競技会以外の記録については、事前に必要書類等について事務局にお問い合わせください。